



東運整第438号
平成17年10月26日

社団法人東京都自動車整備振興会
会長 塩沢 優介 殿

関東運輸局東京運輸支局長
山崎 新太郎



油脂類等の交換作業に伴う適正な料金請求の指導について

標記について、別添（平成17年10月24日付け、関自整第329号の2）のとおり関東運輸局自動車技術安全部長から通達があったので、貴会員に対し、エンジンオイル等の油脂類、冷却液、フロン等の交換・補充量に応じ料金請求を行うものについては、適正に行うよう周知徹底方お願い致します。

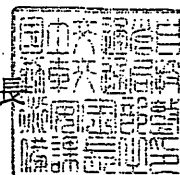




国自整第67号
平成17年10月17日

(社) 日本自動車整備振興会連合会
専務理事 殿

自動車交通局技術安全部
整備課長



油脂類等の交換作業に伴う適正な料金請求について

本年5月上旬、宮城県内の整備事業者においてオイル交換をした顧客からの情報により、実際のエンジンオイル交換量より過剰（0.5 リットル～ 1.0 リットル）に料金を請求していた事例があったことが判明しました。

このようなことは、自動車の適切な保守管理に不可欠な自動車の整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼の低下を招きかねない問題です。

よって、エンジンオイル等の油脂類、冷却液、フロン等の交換・補充量に応じ料金請求を行うものについては、適正に行うよう貴会傘下会員に周知徹底方よろしくお願い致します。